

2018年度秋学期 中間試験の諸注意について

中間試験に関する諸注意

試験実施にあたっては、次の点に注意して下さい。

(1) 履修者数が試験時の定員を大きく超える場合は、教室を変更して試験が実施されます。
また、2教室以上で試験実施される科目は、受験教室が学籍番号で指定されますので必ず掲示で確認して下さい。

(2) 厳正な試験環境を維持する為、社会科学部では次の対応を致します。

- ① 学生証による本人確認
- ② 補助監督員の配置
- ③ 電子機器(携帯電話、通信機能のある機器等)の使用禁止の徹底
- ④ 不正行為禁止の徹底

カンニング用紙の持ち込み、机への書込み、偽名受験等の不正行為が発覚した場合は学生に対して、学部規則に則り、当該学期内における全科目無効や停学等の処分、保証人への通知や掲示での公表を含めて、断固とした態度で臨む。

試験受験時の学生証携帯について

- (1) 中間試験を受験する際は、必ず学生証を持参すること。
- (2) 学生証を紛失した場合は、ただちに学部事務所で再発行の手続きをとること。
- (3) 当日やむをえない理由で学生証を持参できなかった場合は、学部事務所で「試験受験許可証」の発行を受けること。

<試験受験許可証の発行について>

- ① 試験受験許可証は、当日限り発行する。
- ② 試験受験許可証は、試験終了後、各自で確実に破棄すること。

試験中の携帯電話等の取扱いについて

- ① 試験中は、携帯電話等の全ての通信機器は電源を切って、カバン等にしまい、身に付けたり、机の上に置いたりしないこと。
- ② 携帯電話等、通信機能のある機器を時計として使用することは一切認めない。時計を持参すること。
- ③ 試験中に着信音等を発した場合や試験中に操作した場合または、机の上に置いていた場合は、退出を命ずる場合があるので注意すること。

就職試験による未済措置取扱いについて

中間試験と就職活動による面接が重なることが予想される場合は、あらかじめ社会科学部事務所で所定の用紙を受け取り、企業等の担当者に必要事項を記入してもらい、別掲の「社会科学部中間試験欠席者の取扱いについて」のとおり手続きを行ってください(説明会等は対象となりません)。

以上
社会科学部